

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成27年4月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,265,520	随意	1,265,520	100.00%	規程第18条第1項第1号	茨城県水戸市南町3-3-39 株式会社丸二	
群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,273,740	随意	1,273,740	100.00%	規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1-33 東建本社丸の内ビル 東建ビル管理株式会社	
本部借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,686,480	随意	1,686,480	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
本部借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,476,700	随意	1,476,700	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,017,120	随意	1,017,120	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,616,384	随意	1,616,384	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.2	1,096,800	随意	1,096,800	100.00%	規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構西日本 支社	
鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,128,120	随意	1,128,120	100.00%	規程第18条第1項第1号	鳥取県鳥取市吉方温泉3-860プラザ マンション612号室 有限会社タウン・プラザ	
和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,409,472	随意	1,409,472	100.00%	規程第18条第1項第1号	和歌山県紀の川市藤崎341 有限会社サンスイ産業	
京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,568,376	随意	1,568,376	100.00%	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.2	1,347,050	随意	1,347,050	100.00%	規程第18条第1項第2号	三重県津市栄町3-115損保ジャパン 日本興亜ビル1階 積和不動産中部株式会社 三重賃貸 営業所	
大分地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,476,480	随意	1,476,480	100.00%	規程第18条第1項第3号	個人名のため公表しない	
千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,787,040	随意	1,787,040	100.00%	規程第18条第1項第1号	千葉県千葉市稲毛区緑町1-23-15 有限会社小川ビル	
業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H27.4.1	31,320,000	随意	31,361,299	99.87%	規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託	H27.4.1	18,856,800	随意	18,863,928	99.96%	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目15-3 株式会社富士通マーケティング	
コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託	H27.4.1	18,182,880	随意	18,182,880	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目15-3 株式会社富士通マーケティング	
NHK放送受信料	H27.4.1	2,016,057	随意	2,016,057	100.00%	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区富ヶ谷1-18-4アピストビル2F NHK営業サービス株式会社	
被害者国選弁護業務管理システムに係る保守業務委託契約	H27.4.1	2,311,200	随意	3,206,385	72.08%	規定第18条第1項第1号	東京都台東区浅草4-6-1ファミール本橋502 株式会社インターアーク	
合 計		90,836,219						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行わなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)～(6)省略

2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 外国で契約をする場合
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
- (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
- (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの